



保険セクターの国際的な 規制の動向

(Vol. 4, 2020年10月～11月)



**MAKING AN
IMPACT THAT
MATTERS**
since 1845

保険セクターの国際的な規制の動向（2020年10月～11月）

内容

A: 英 BoE、ゼロまたはマイナス金利への対応への準備を要請（10月12日）	3
B: 星 MAS、グリーン・ファイナンス計画の取組み状況を公表（10月13日）	3
C: FSB、市場の分断にかかるプロジェクトに関するプログレス・レポートを公表（10月14日）	3
D: 英財務省、ソルベンシー II の見直しを開始（10月19日）	4
E: FSB、サイバー・インシデントへの対応にかかる報告書を公表（10月19日）	5
F: 豪 ASIC、不公正な契約条項にかかるガイダンスを更新（10月20日）	5
G: NZ 準備銀行、サイバー・レジリエンスに関するガイダンス案を公表（10月20日）	6
H: 英 PRA と FCA、移行期間の終了に向けて最終準備を呼びかける書簡を公表（10月21日）	6
I: TCFD、ステータス・レポートと市中協議文書を公表（10月29日）	7
J: NY 州当局、保険会社に続き、銀行等にも気候変動リスクへの対応を要請（10月29日）	8
K: 香港 IA、懲戒パネル・プールを設立（10月30日）	9
L: 仏 ACPR と AMF、金融機関の石炭にかかる方針のモニタリング・レポートを公表（10月30日）	9
M: 英財務相、英国の金融サービス・セクターの将来像を示す（11月9日）	10
N: 英財務省、TCFD 開示の強制化に向けたロードマップを公表（11月9日）	11
O: 英財務省、EEA の同等性を決定（11月9日）	11
P: FSB、アウトソーシングにかかる規制・監督上の論点案を公表（11月9日）	12
Q: IAIS、ICS に関する市中協議を開始（11月9日）	12
R: 英政府、IFRS 財団のサステナビリティ・レポーティング基準案を歓迎（11月10日）	13

A: 英 BoE、ゼロまたはマイナス金利への対応への準備を要請（10月12日）

- 英国イングランド銀行（BoE）は、ゼロまたはマイナスの政策金利が導入された場合の影響を把握するため、金融機関のCEO宛に書簡を発送した。回答期限は2020年11月12日。各金融機関は、ゼロまたはマイナスの政策金利が金融機関のビジネスに与え得る短期、中期的な影響のほか、そうした状況への準備の状況などについて回答することが期待されている。

（出所）BoE ‘Letter from Sam Woods “Information request: Operational readiness for a zero or negative Bank Rate”’

B: 星 MAS、グリーン・ファイナンス計画の取組み状況を公表（10月13日）

- シンガポール金融管理局（MAS）のRavi Menonマネージング・ディレクターは、MASが昨年開始したグリーン・ファイナンス行動計画（Green Finance Action Plan）の取組みの状況を紹介した。その概要は以下のとおり。
 - 金融セクターの環境リスクに対するレジリエンスを強化するため、金融業界と共同で、「環境リスク管理のガイドライン」を制定。同ガイドラインは、環境リスク全体をカバーするもので、銀行、保険会社、資産運用会社に適用され、環境リスクの評価、モニタリング、緩和、開示にかかる当局の期待を示すものである。金融機関は、気候変動のリスクと機会の財務への影響を開示するほか、TCFD提言などの国際的な枠組みを参照することを求められる。MASは、金融機関の監督を通じて、その取組みを評価していく。
 - 「グリーン・サステナブル・ボンド」、「グリーン・サステナブル・ローン」といった市場と、グリーン・ファイナンス・ソリューションの開発。MASのサステナブル・ボンド・grant・スキームは、サステナブル・ボンドの国際基準への準拠性を証明するための外部レビューにかかる費用を負担するもの。2017年に同スキームを導入して以降、80億シンガポール・ドル以上のグリーン・ボンドが発行されている。MASは、本年末までに、サステナブル・ローンをサポートするため、同様のスキームを立ち上げることを予定している。
 - グローバルFinTechイノベーション・チャレンジを通じたテクノロジーを活用した、信頼されかつ効率的なサステナブル資金フローの実現。
 - アジアに焦点を当てた気候研究とトレーニングといった持続可能な金融に係る知識と能力の構築。シンガポール経営大学（SMU）とインペリアル・カレッジ・ビジネススクールのコラボレーションにより、シンガポール・グリーン・ファイナンス・センターを立ち上げた。

インプリケーション：シンガポールで事業を展開している日本の保険会社にも、環境リスク管理のガイドラインに沿った開示が求められる可能性があると考えられる。

（出所）MAS “Harnessing the Power of Finance for a Sustainable Future”- Keynote Speech by Mr Ravi Menon, Managing Director, MAS, at the Financial Times Investing for Good Asia Digital Conference on 13 October 2020’

C: FSB、市場の分断にかかるプロジェクトに関するプロGRESS・レポートを公表（10月14日）

- 金融安定理事会（FSB）は、「市場の分断：継続中の作業に関するアップデート」と題する報告書を公表した。同報告書は、2019年6月の市場の分断にかかる報告書において「対応すべき分野」として特定された①依拠（deference）、②資本と流動性の事前配賦（Pre-positioning）、③規制・監督上の協調と情報共有、④Too-big-to-fail（TBTF）の4つの分野における作業の進捗状況を取りまとめたもの。主な内容は以下のとおり。
 - 依拠：証券監督者国際機構（IOSCO）は、2020年6月、ホールセルの証券およびデリバティブ市場における意

図されない、規制による分断のリスクを当局が緩和する助けとなる報告書「依拠のプロセスにかかる好事例」を公表。示された好事例は、依拠のプロセスは結果ベースで、リスク感応的で、透明で、十分に柔軟で、強力な協調に支えられるべきである、という理念によって支えられるもの。

- 資本と流動性の事前配賦：資本やTLACリソースの事前配賦の技術的な論点など、危機時における効果的な協働と協調をさらに促進するための方法を検討中。
- 規制・監督の協調と情報共有：Covid-19への政策対応における違いが分断効果を持つか、あるいは、クロスボーダーやクロスセクターでさらなる国際的な協調を要するような波及効果を生じさせるかを確認すべく、作業を継続。また、当局へのデータの提出のコンバージェンスを促す方法についても検討中。
- TBTF：システム上重要な銀行のためのTBTF改革の効果の評価に関して市中協議を実施。その中では、G-SIB内の資本の事前配賦にかかる潜在的な分断効果についても検証。報告書案は、グループ内TLACはクロスボーダーグループの秩序だった破綻処理を支援するものであり、また、ホーム・ホスト間の協調を促すものである、と分析している。最終報告書は2021年初めに公表される予定。

インプリケーション：2019年11月にIAIS（保険監督者国際機構）がComFrameを最終化し、国際的に活動する保険グループに再建計画の策定が求められることとなったこと、EUのソルベンシーIIのレビューにおいても、保険会社に再建計画の策定を求める議論が行われていること、また、国際的なソルベンシー規制の開発が進展していることなどから、今後、保険セクターにおいても市場の分断が課題として顕在化してくる可能性もあると考えられる。

（出所）FSB ‘Market Fragmentation: updates on ongoing work’

D: 英財務省、ソルベンシーIIの見直しを開始（10月19日）

- 英国財務省（HM Treasury）は、ソルベンシーIIの見直しに向けた第一歩として、政策文書を公表し、2021年1月19日を期限として、市中関係者からのコメントを求めた。
 - 同文書の前文において、John Glen経済担当政務官は、「ソルベンシーIIが英国の保険セクター特有の構造的特徴を適切に反映していることを確保するためにこの見直しを行う。現在の制度はEUの保険セクター全体に合う形で設計されているが、いくつかの重要な点で英国の保険セクターは異なっている。」と述べている。
 - 見直しの目的は、①英国の保険セクターを、活力に満ち、革新的で、国際的競争力のあるものにする、②保険契約者を保護すること、および、保険会社の安全性と健全性を確保すること、③インフラストラクチャーへの投資や政府の気候変動目標に沿った投資など、成長を支えるための長期資本の提供を保険会社に促すこと。
 - 見直しの対象となる主な分野は、リスク・マージン（量とボラティリティ）、マッチング・アジャストメント（資産の適格要件）、内部モデル（事前承認の要件）、移行措置（対象となる責任準備金の計算方法）など。

インプリケーション：今般の見直しが実現すると、リスク・マージンの計算方法の変更など、英国のソルベンシー規制とEUのソルベンシーIIとの間に規制上の裁定の機会が生じる可能性もある。この見直しは、主に英国内に顧客基盤をもつ生命保険会社にとっては歓迎されるものとなるかもしれないが、国際的に活動している保険会社にとっては、規制上の対応が複雑なものとなり得る。なお、今般の政策文書では、気候変動リスクへの対応にも言及があり、ソルベンシー規制の見直しに際して気候変動リスクを取り込もうとする英国政府の意図が伺える。

（出所）HM Treasury ‘Solvency II Review: Call for Evidence’

E: FSB、サイバー・インシデントへの対応にかかる報告書を公表（10月19日）

- 金融安定理事会（FSB）は、「サイバー・インシデントへの対応と回復のための効果的なプラクティス」と題する報告書を公表した。同報告書は、サイバー・インシデントに対応するためのツールキットを提供するものであり、ガバナンスや計画と準備など、7つの分野にかかる49のプラクティスを提供している。主な内容は以下のとおり。
 - 重大なサイバー・インシデントは、適切に対応されない場合には、金融システムを混乱させ、それは金融の安定に影響を及ぼし得る。したがって、効率的で効果的な対応と回復が重要となる。
 - 金融機関におけるサイバー・インシデントへの対応と回復（cyber incident response and recovery: CIRR）を確保することは、各国当局にとって重要な課題である。FSBが開発したツールキットは、CIRRを高めるために役立つ、効果的なプラクティスを提供するものである。
 - ツールキットは、①ガバナンス（組織全体のガバナンスの一部としてCIRRガバナンスを構築する。CIRRにかかる取締役や役員、関連部署の役割と責任を明確にする。サイバー・インシデントの影響を評価する測定基準を定める。）、②計画と準備（CIRRプロセスに関係する機能を明確にした方針、施策の発動要件などを定めた計画や戦略、対内および対外のコミュニケーション戦略などを策定する。シナリオ分析やストレス・テストを実施し、その結果を評価する。インフラを分散させることなどにより、レジリエンスを高める。外部委託や再委託契約の内容を確認するとともに、外部委託先がサービスを提供できない場合の代替策を検討する。）、③分析（サイバー・インシデント・タクソノミーや影響度評価の枠組みを事前に整理し、それに基づきサイバー・インシデントを分類する。）、④対応（事業継続計画を発動する。）、⑤復旧と回復（優先度を明確にして復旧作業を行う。）、⑥調整とコミュニケーション、⑦改善、の7つの分野をカバーしている。

インプリケーション：サイバーセキュリティのリスクが高まる中、保険会社自身のみならず、本報告書でも指摘されているように、外部委託先や再委託先を含めて態勢の整備を行うことが重要であると考えられる。特に、テクノロジーが進化し、デジタル・トランスフォーメーションが進展する中、重要なICTシステムや関連するサービスのアウトソーシングが進んでいることから、潜在的なリスクが高まっていると考えられ、取組みを強化していく必要があるものと思料される。

（出所）FSB ‘Effective Practices for Cyber Incident Response and Recovery: Final Report’

F: 豪 ASIC、不公正な契約条項にかかるガイダンスを更新（10月20日）

- 不公正な契約条項に関する法律の保護の対象は、2020年金融セクター改革法を受け、2021年4月から保険契約にも拡大されることとなる。それを受け、オーストラリア証券投資委員会（ASIC）は、消費者と小規模ビジネスのための不公正な契約条項からの保護に関するガイダンス（情報シート）をアップデートした。
- ASICが潜在的に懸念を生じさせるであろうと考えている点は、①保険会社に自社の修繕費の見積りに基づく金額で現金決済を許容する条項、②損害賠償請求を行う消費者に対して不要な障害となる条項、③前提条件に従うことができない場合に保障額を引き下げる条項、④最新でない、不正確なあるいは制限的な医療の定義を用いている条項、の4つ。
- 不公正な契約条項に関する法律は、「消費者契約で、定型の契約で、金融商品もしくはサービスにかかる契約」に適用される。定型の契約は、①契約から生じる当事者の権利や義務に重大な不均衡を生じさせる場合、②契約から利益を受ける当事者の正当な利益を保護するために合理的に必要なではない場合、③消費者に不利益を生じさせ得る場合、に不公正であるとされる。

- 消費者は、契約条項が不公正であると考えた場合、まずは金融サービスの提供者に苦情を申し立て、そこで解決できなければ、オーストラリア金融苦情機構（Australian Financial Complaints Authority）に、さらには、裁判所に申し立てを行うことができる。

インプリケーション：保険契約の場合、保険料が事前に明示されている場合には不公正な契約条項の対象とはならないとの説明がなされており、同法の施行がオーストラリアの保険セクターに与える影響は限定的ではないかと想像される。他方で、顧客保護の観点から定型の契約を潜在的なリスク分野であるとらえている点は興味深い。

（出所）ASIC ‘ASIC updates information sheets on new protections under the unfair contract terms laws’

G: NZ 準備銀行、サイバー・レジリエンスに関するガイダンス案を公表（10月20日）

- ニュージーランド準備銀行は、2021年1月29日を期限として、「サイバー・レジリエンスに関するリスク管理ガイダンスと情報収集および共有に関する見解」と題する文書を市中協議に付した。同ガイダンスは、保険会社を含む、ニュージーランド準備銀行が規制するすべての金融機関や金融市場インフラストラクチャーに適用されることが予定されている。
- ガイダンス案は、決済・市場インフラ委員会（CPMI）と証券監督者国際機構（IOSCO）の「FMI（金融市場インフラ）のサイバー・レジリエンスに関するガイダンス」、National Institute of Standards and Technologyが公表したガイドラインと基準、ISO（国際標準化機構）のサイバーセキュリティガイドラインをベースにしており、①ガバナンス、②機能開発、③情報共有、④サードパーティ管理、の4つのパートで構成される。主な内容は以下のとおり。
 - ガバナンス：取締役会は、サイバー・レジリエンスに対して最終的な責任を有すべき。金融機関は、脅威に対する脆弱性とエクスポージャーに応じた、明確なサイバー・レジリエンス戦略と枠組みを構築すべき。
 - 機能開発：金融機関は、重要な機能やそれを支えるプロセスを特定し、重要度と感応度に応じて分類し、記録し、定期的にアップデートすべき。金融機関は、サイバーの脅威を特定し、その脅威から保護し、その脅威を検知し、サイバー・インシデントに対応し、また、回復するための態勢を整備すべき。
 - 情報共有：金融機関は、サイバー・インシデントに関する情報の共有にかかる態勢を整備すべき。
 - サードパーティ管理：金融機関は、アウトソースしようとする活動やプロセスの重要性を評価すべき。サードパーティとの契約では、サイバーセキュリティに関連する役割や責任を明確にすべき。金融機関は、サードパーティに関連するサイバー・リスクを検討すべき。金融機関は、その重要な機能をクラウド・サービス・プロバイダーにアウトソースする際には、意思決定プロセスの早い段階で準備銀行に報告すべき。

インプリケーション：FSBのサイバー・インシデントに関する報告書（記事E）と同様、本ガイダンス案でも外部委託への言及があり、外部委託にかかる監督当局の課題意識が高まっていることが伺える。加えて、本ガイダンス案は、「クラウド利用時の事前報告」を求めているところ、監督上どのように運用されるのか注目に値する。

（出所）NZ Reserve Bank ‘Reserve Bank releases guidance to help build cyber resilience’

H: 英 PRA と FCA、移行期間の終了に向けて最終準備を呼びかける書簡を公表（10月21日）

- 英国健全性監督機構（PRA）と金融行為規制機構（FCA）は、連名で、金融機関のCEOらに向けて書簡を発送し、2020年12月末のBrexitの移行期間の終了時の様々なシナリオへ向け引き続き準備を行っていくことが必須であると伝えた。同書簡で挙げられた最終準備の必要な主要分野は以下の通り。
 - EU（拠点）の負債に関するコンティンジェンシー・プランと国境を越えるビジネスの継続性

- Part VII（保険負債の移転）にかかる救済規定
- データ（保険契約者にかかる情報のEEAから英国への移転）
- EEAパスポート企業（英国に支店を有するEEAの保険会社は、暫定的に営業することが認められるものの、EEA域外の国の保険会社と同じ規制を受ける）

（出所）PRA and FCA ‘Letter from the PRA and FCA “Final preparations for the end of the transition period”’

I: TCFD、ステータス・レポートと市中協議文書を公表（10月29日）

- 気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）は、「2020年ステータス・レポート」を公表し、その中で、TCFD提言と整合的な気候関連の財務情報の開示は着実に増えてきているものの、他方で、特に、気候変動が企業のビジネスや戦略に与える財務的な影響に関する開示は依然として少なく、開示の水準をさらに高めていく必要がある、との見解を示した。
- 保険セクター（2019年の対象は138社）におけるTCFD開示の進捗状況は以下のとおり。（※（ ）は前年。）

ガバナンス	a. 取締役会による監視	24% (24%)
	b. 経営陣の役割	35% (29%)
戦略	a. リスクと機会	49% (43%)
	b. 組織への影響	21% (17%)
	c. 戦略のレジリエンシー	8% (5%)
リスク管理	a. リスクの特定と評価のプロセス	36% (29%)
	b. リスク管理のプロセス	28% (24%)
	c. リスク管理全体への統合	26% (17%)
測定基準とターゲット	a. 気候関連測定基準	26% (22%)
	b. スcopeごとの温暖化ガスの排出量	19% (18%)
	c. 気候関連のターゲット	22% (22%)

- また、TCFDは、①「非金融会社のためのシナリオ分析に関するガイダンス」および②「リスク管理への統合と開示に関するガイダンス」をそれぞれ公表するとともに、2021年1月27日を期限として、③「意思決定に有用でフォワードルッキングな、金融セクターのための測定基準」案を市中協議に付した。②および③の概要は以下のとおり。

- 「リスク管理への統合と開示に関するガイダンス」
 - ・ 気候関連のリスクを既存のリスク管理のプロセスに統合する4つの主要な原則：①相互関連（すべての関係する機能や部署、専門家が、気候関連リスクの既存のリスク管理のプロセスへの統合と継続中の気候関連のリスク管理に関与する。）、②時間的な方向付け（気候関連のリスクは、オペレーションと戦略の策定のために、短期、中期、長期それぞれの時間軸で分析する必要がある。）、③比例原則（気候関連のリスクの統合は、企業の他のリスク、エクスポージャーの重要性、企業の戦略への影響の観点から比例的であるべき。）、

④整合性（統合に用いるメソドロジーは、企業のリスク管理のプロセスにおいて整合的に用いられるべき。）

- ・ 基本的な統合のステップは、①企業内で気候変動の概念とその潜在的な影響について一般的な理解を共有すること、②統合のために調整が必要となるリスク管理のプロセスや要素、また、それらに責任を有する機能や部署を特定すること、③気候関連のリスクを、既存のリスク・タクソミーやリスク・インベントリーに統合すること、④既存のリスク管理のプロセスや主要な要素を適応させること、となる。
- ・ 意思決定に有用な開示の特性：粒度、時間軸、全体像の提示、財務への影響の開示、定性・定量情報のバランス、主要な変更にかかる説明。

➤ 「意思決定に有用でフォワードルッキングな、金融セクターのための測定基準」案

- ・ いくつかの大規模な金融機関が、投資に関連する「予想される気温の上昇」を計測、開示し始めており、これは、資産ポジションを低炭素経済への移行との関連で検討する一つのアプローチである。
- ・ フォワードルッキングな財務測定基準の一例はClimate VaR。Climate VaRは、気候関連のリスクと機会の潜在的な財務上の影響を評価することを目的とするもので、%などの数値や通貨単位で表示される。
- ・ フォワードルッキングな情報への課題は、信頼できる排出量データの不足、透明性と比較可能性の不足、前提条件や将来の不確実性への依存、計算の複雑さ、公開することの適合性など。

インプリケーション：保険セクターにおけるTCFD開示には前年比で若干の進展があるように見受けられる。なお、「意思決定に有用でフォワードルッキングな、金融セクターのための測定基準」案で言及のある「予想される気温の上昇」や「Climate VaR」にかかる事例は、レポート「保険セクターにおける気候関連情報の開示の現状」（2020年10月）¹でも紹介している。

（出所）TCFD ‘Third TCFD Status Report Shows Progress & Highlights Need for Greater Climate-Related Disclosures and Transparency’

J: NY州当局、保険会社に続き、銀行等にも気候変動リスクへの対応を要請（10月29日）

- ニューヨーク州金融サービス局（DFS）のLacewell長官は、銀行等の金融機関に対してレターを發出し、気候変動によるファイナンシャル・リスクを、自身のガバナンス枠組み、リスク管理のプロセス、そして事業戦略に統合するよう要請した。これは、2020年9月にNY州の保険セクターに向けて発出したガイダンス²に相当するもの。
- 具体的には、例えば、①気候変動によるファイナンシャル・リスクの評価と管理に責任を有するボード・メンバー、取締役会傘下の委員会、シニア・マネジメント機能を明確にすること、②気候変動によるファイナンシャル・リスクの開示のためのアプローチを確立すること、③TCFDの枠組み等への対応を開始することなどを求めている。②には、気候変動とその影響が信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク、風評リスク、戦略リスクなどに与える影響を評価するための全社的なリスク評価を含むとしている。

インプリケーション：気候変動リスクへの取組みは州によって相当のバラつきがあるように伺えるところ、保険セクターでは、全米保険監督官協会（NAIC）がどのような役割を果たしていくのか、注目に値する。

（出所）NYDFS ‘Superintendent Lacewell announces DFS expands efforts to ensure financial services industry manages financial risks from climate change’

¹ <https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/financial-services/articles/ins/tcfd-disclosure-202010.html>

² 「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol. 3, 2020年9月～10月）」の記事Bを参照。

https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202010_ins_regulation.pdf

K: 香港 IA、懲戒パネル・プールを設立（10月30日）

- 香港保険監督局（IA）は、保険会社および保険仲介業者のためのあらたな懲戒メカニズムの一環として、懲戒パネル・プール（DPP）を設立することを発表した。DPPは、IAの懲戒プロセスにおける主要な機能としてその役割を果たし、懲戒処分の決定を行う。DPPは、IAのボード・メンバーのほか、法律や金融などの専門家で構成される。委員の任期は、2020年10月から2023年9月までの3年間。
- IAは、また、保険のミスコンダクトに関する定期刊行物「Conduct In Focus」の最新号を発行した。その中で、IAが2020年9月までの1年間に受けた1,571件の苦情の分析などを行っているほか、倫理的なビジネス慣行を確保するために、良い募集（Good Conduct）の一般原則が企業の文化とガバナンスにどのように組み込まれる必要があるかを検証している。

インプリケーション：DPPが今後どのように運用されるのか、注目に値する。

（出所）IA ‘Insurance Authority establishes Disciplinary Panel Pool as a key part of its disciplinary mechanism for the insurance industry’

L: 仏 ACPR と AMF、金融機関の石炭にかかる方針のモニタリング・レポートを公表（10月30日）

- フランス健全性監督破綻処理機構（ACPR）と金融市場庁（AMF）は、2019年7月、銀行、保険会社、資産運用会社による気候関連のコミットメントをモニターし評価する枠組みを公表した。今般、ACPRとAMFは、フランスの金融市場参加者の石炭にかかる方針に関する最初の所見を公表した。主な内容は以下のとおり。なお、最終報告書の公表は本年末に予定されている。
 - 9つの銀行、17の保険会社、20の資産運用会社を対象に調査を実施。調査の対象となったすべての銀行と保険会社は石炭からの段階的な撤退に関する方針を策定しており、中でも、6つの銀行と11の保険会社は、完全撤退の時期を公表している。資産運用会社については、16の会社が石炭にかかる方針を策定しているが、完全撤退の時期を公表している会社はない。なお、フランスの金融セクター全体の石炭へのエクスポージャーは、各セクターとも、総資産の1%を大きく下回るものと考えられる。
 - 今回の調査結果は、金融セクターが気候変動に対する取組みにかかる責任への意識を示すものである。他方で、完全撤退の時期については取組みが不十分であるほか、エクスポージャーのモニタリングはより強化される必要がある。
 - 調査結果を踏まえ、ACPRとAMFは、金融機関に以下の勧告を行った。
 - ・ 完全撤退の時期を含む石炭にかかる方針を策定すること。
 - ・ それらの方針において用いている基準や閾値の正当性を示すとともに、必要であれば、完全撤退の目的を達成するための追加的な基準を検討すること。
 - ・ 適用除外を明確化することなどにより、石炭にかかる方針の透明性を高めること。
 - ・ 石炭からの完全撤退の途上にある、その意思のある、あるいはそれにコミットしている企業にどのように対応するのか明確にすること。
 - ・ エクスポージャーのモニタリングを改善するとともに、金融セクター全体としてメソドロジーの調和に向けた取組みを継続すること。
 - ・ 方針の実施やモニタリングに用いているデータを特定すること。

インプリケーション：フランスに続き、他のEU諸国の金融監督当局も同様の方向を志向することが想定される。海外に展開している日本の保険会社はこうした動きに対応していく必要があるほか、石炭セクターからの完全撤退がグローバルな潮流となれば、日本でもさらなる対応を求められる可能性もあると考えられる。

(出所) ACPR 'The AMF and the ACPR publish their first report on the monitoring and evaluation of financial institutions' coal policies'

M: 英財務相、英国の金融サービス・セクターの将来像を示す（11月9日）

- 英国財務相は、「金融サービスの歴史における新たなチャプターをスタートさせており、世界の傑出した金融センターとしての英国の位置づけを新たなものとしている。」と語り、以下の計画を示した。
 - 英国がグリーン・ファイナンスを先導する
 - ・ 2050年のネット・ゼロ目標とその他の環境目標を達成するため、英国政府は、2021年に最初のグリーン国債（sovereign green bond）を発行する。調達した資金は、気候変動への対応、インフラストラクチャー投資へのファイナンス、グリーン・ジョブの創出などの使途に用いる。
 - ・ より強固な環境開示基準を導入する。2025年までにTCFDと統合的な開示を強制適用する。
 - ・ グリーン・タクソミーを導入する。英国のタクソミーは、EUタクソミーにおける科学的な基準をベースとするものの、それらの基準が英国市場に適合したものであるかどうかを検証するため、アドバイザリー・グループ（Green Technical Advisory Group）を設立する。
 - ・ タクソミーに関する国際的に共通の基準の開発を支持するとともにそれを利用するため、英国は、サステナブル・ファイナンスに関する国際的なプラットフォーム（International Platform on Sustainable Finance）に加入することを考えている。
 - 金融テクノロジーにおける英国のリーダーシップを拡大する
 - ・ 消費者や金融安定へのリスクを管理しつつ、ステーブルコインの潜在的なメリットを享受するため、英国政府は、統一的な最低基準の遵守など、ステーブルコインにかかる規制アプローチを提案する。
 - ・ 英国は中央銀行デジタル通貨に関するグローバルな議論をリードしているところ、財務省とイングランド銀行がデジタル通貨の発行を検討することを歓迎する。
 - 同等性と市場の開放
 - ・ 諸外国との同等性に関する英国のアプローチを示すガイダンスを公表する。
 - ・ 英国は、EUおよびEEAメンバー国に対して一連の同等性を付与する。
 - EU域外の規制に対する英国のアプローチ
 - ・ 最も革新的で成功している企業を惹きつけ、成長のための資金を必要としている企業を支援するため、英国の上場制度を改革する提案を行うタスクフォースを設置する。
 - ・ 資産運用の観点から英国の魅力をさらに高めるため、英国のファンド制度改革に関する市中協議を間もなく開始する。

インプリケーション：英国を世界の金融センターにすることを旨とした数々の取組みを力強いメッセージとともに発信したことは非常に高く評価できるものと考えられる。

(出所) HM Treasury ‘Chancellor sets out ambition for future of UK financial services’

N: 英財務省、TCFD 開示の強制化に向けたロードマップを公表 (11月9日)

- 英国財務省は、TCFD開示の強制化に向けたロードマップを含む中間報告書を公表した。主な内容は以下のとおり。
 - マーケットがその活動を英国およびグローバル経済の移行と整合させるためには、正しい情報が必要である。気候変動によるリスクと機会に関する情報の充実、情報に基づく効率的な資本配分を可能にし、また、投資家を低炭素経済への移行を支持している組織とつなぐことで、より秩序だった移行を促す。
 - 気候変動の脅威は差し迫っており、気候関連の財務情報の開示に自主的なアプローチを採ることは十分ではない。政府と当局は、今後5年間の間に、英国の非金融および金融セクターに対してTCFDに沿った開示を強制することを検討することを決定した。
 - 保険セクターについては、PRAの規制を受けているすべての保険会社と再保険会社は、監督上のステートメントに沿って、2021年までに気候関連の財務上のリスクと機会を開示する。PRAは、2022年にそれらの開示の内容をレビューし、強制的な開示を求める規制の要否を検討する。
 - TCFDの原則ベースの提言は、気候関連の開示を向上させる確固とした基盤となる。しかしながら、統合的で、比較可能で、強制的な開示を促進するためには、特に定量的な開示について、測定基準やターゲット、シナリオなど、より詳細な目安が必要となり得る。
- なお、同日、Andrew Baileyイングランド銀行総裁は、気候変動にかかる隔年の探索的な (biennial exploratory) ストレス・テストを2021年の6月に開始することを明らかにした。同ストレス・テストには、銀行のほか、大手保険会社の参加も予定されている。同総裁は、本ストレス・テストに関し、以下の点にも言及している。
 - 本ストレス・テストでは、3つの異なる気候シナリオを用い、今後30年間について、物理的リスクと移行リスクの異なる組合せをテストする。その目的は、これらのシナリオにおけるリスクの規模を把握すること、銀行と保険との違いを理解することなど。
 - 本ストレス・テストの結果を金融機関の資本バッファの分析には用いないが、監督上のステートメントで示しているように、金融機関は気候リスクに対する追加的な資本の要否を検討しなければならない。銀行と保険会社は、今後数年の間にそうした資本の評価を行うべきである。

インプリケーション：TCFD開示における大きな課題の一つは、気候変動のリスクと機会の財務への影響の測定と開示であると考えられる。TCFD開示を強制する場合、開示の目的を達成するためには、各開示主体が開示する内容が一定程度比較可能であることが望ましいと思量されるところ、特に定量的な情報の開示について規制当局がどのように対応していくのか、注目に値する。

(出所) HM Treasury ‘UK joint regulator and government TCFD Taskforce: Interim Report and Roadmap’ and PRA ‘The time to push ahead on tackling climate change - speech by Andrew Bailey’

O: 英財務省、EEA の同等性を決定 (11月9日)

- 英国財務省は、英国は、EUメンバー国を含む欧州経済領域 (EEA) 内の国に対し、保険会社のソルベンシー規制を含

む金融セクターの複数の規制分野について同等性を付与することを表明した。

- また、同日、財務省は、「金融サービスに対する英国の同等性枠組みのガイダンス」を発出し、EUと第三国との間における金融セクターの規制に関する同等性は、CCP（Central Counterparties、中央清算機関）に関するものを除き、Brexitの移行期間終了後も英国との間で維持されることなどを示した。それには、日本とEUの間のソルベンシー規制（再保険およびグループ監督の分野のみ）の同等性のステータスも含まれる。

インプリケーション：いずれも現実的な判断であると考えられる。他方で、例えば、ソルベンシー規制について、今後、英国の規制がEUのソルベンシーIIから乖離していく場合に、日本のソルベンシー規制との同等性が英国でどのように評価されることになるかは、日本のソルベンシー規制の設計にも何らかの影響を及ぼす可能性もあると思料される。

（出所）HM Treasury ‘HM Treasury equivalence decisions for the EEA States – 9 November 2020’

P: FSB、アウトソーシングにかかる規制・監督上の論点案を公表（11月9日）

- 金融安定理事会（FSB）は、「アウトソーシングとサードパーティ・リレーションシップに関連する規制・監督上の論点」と題する文書を、2021年1月8日を期限として、市中協議に付した。
- FSBは、2019年12月、「クラウド・サービスにおけるサードパーティへの依存」に関する報告書を公表した。同報告書で挙げられている規制・監督上の論点は、クラウド・サービスのみならず、アウトソーシングや外部委託全般に関連するものであることから、FSBは、2020年1月から3月にかけてサーベイを行い、その結果を踏まえ、本市中協議文書を作成。主な内容は以下のとおり。
 - 近年、金融機関と広範で多様なサードパーティのエコシステムとの相互関係は、特にテクノロジーの分野において進化してきている。そうした中、アウトソーシングやサードパーティ・リスクの管理にかかる規制・監督上の課題も多い。
 - 例えば、金融機関は、サードパーティとの契約において、金融機関や監督当局が当該サードパーティにアクセスし、監査し、情報を入手できるような権利を確保しなければならないが、特にクロスボーダーのコンテキストにおいてそうすることは難しい。また、サブコントラクトのケースでは、金融機関とサードパーティとの間の契約におけるサブコントラクターにかかる条項は、サブコントラクターにとって拘束的でないケースが多い。さらに、サードパーティの事業継続の確保も課題である。加えて、少数のサードパーティへの依存は、システムック・リスクにつながり得る。

インプリケーション：記事EおよびGでも述べたとおり、アウトソーシングは、特にICTシステムに関連する分野において、非常に重要な監督上の、そして、リスク管理上の課題を提供するものと考えられる。

（出所）FSB ‘Regulatory and Supervisory Issues Relating to Outsourcing and Third-Party Relationships: Discussion paper’

Q: IAIS、ICS に関する市中協議を開始（11月9日）

- 保険監督者国際機構（IAIS）は、2021年1月22日を期限として、「アグリゲーション・メソッドがICSと比較可能な結果を提供するかどうかを評価するために用いられる基準に情報を提供する定義とハイレベル原則」案を市中協議に付した。主な内容は以下のとおり。
 - 比較可能な結果の定義：ICSと比較可能な結果とは、アグリゲーション・メソッド（AM）が、グループの資本の十分性に基づく監督上の行動を発動させる、類似した、しかしながら必ずしも同一ではない結果を経時的に提供すること。

➤ ハイレベル原則：

- ・ 変化の量は異なるかもしれないが、短期の市場変動ではなく、事業サイクルを通じた経済や金融市場の状況の変化に対して同じように変化するという点で、AMとICSの結果が有意に関連している。
- ・ 評価、資本リソース、資本要件などのグループ・ソルベンシーのアプローチの個々の要素は分析される。しかしながら、比較可能な結果に関する意思決定は、すべての要素について総合的に検討する。
- ・ AMは、最低基準として開発されているICSよりも、より健全なものとなり得る。
- ・ AMとICSは、ComFrameに定めるものと整合的な、同じグループの範囲を利用する。
- ・ ボランティア・グループの代表的なサンプルは、多様なビジネス・モデルをカバーし、事業サイクルにわたる多様な経済・金融市場の状況の下でICSとAMを提供する。
- ・ 開示やグループ監督者への報告を通じて、グループのソルベンシー・ポジションの理解と比較可能性を国内およびクロスボーダーで促すという観点において、AMとICSは同様に透明である。

インプリケーション：本件は、技術的な論点ではないものの、ICSの導入のタイミングを左右し得る論点の一つであると考えられる。今般の市中協議で示された定義や原則には大きな違和感はないと思われるものの、実際のソルベンシー比率を用いた比較可能性の検討は、そのための手法の設定を含め、相応にハードルが高いものと思料される。

(出所) IAIS 'Public Consultation on the draft definition and high-level principles to inform the criteria that will be used to assess whether the Aggregation Method provides comparable outcomes to the Insurance Capital Standard'

R: 英政府、IFRS 財団のサステナビリティ・レポーティング基準案を歓迎（11月10日）

- 英国政府（ビジネス・エネルギー・産業戦略省）は、イングランド銀行（BoE）、金融行為規制機構（FCA）、財務省（HMT）などと連名で、IFRS財団が2020年9月30日に公表した「サステナビリティ・レポーティングに関する市中協議文書」を歓迎する意を表明した。ステートメントにおける主なメッセージは以下のとおり。
 - 気候変動とサステナビリティは国境を超えた課題であり、したがって、国際的な解決策が必要とされている。国際的に合意されたサステナビリティ・レポーティング基準は、ESGに関する統合的で比較可能なレポーティングを実現する助けとなる。また、これは、ネット・ゼロ排出経済への移行に向けた国際的な投資に情報を提供するものとなる。
 - 我々は、既存の知見をベースに作業を進めるという市中協議文書が提案するアプローチを支持する。TCFD原則をベースに気候変動リスクを優先度の高いものと位置付けるという提案は、気候変動リスクへの貢献として、重要で時宜を得たステップである。
 - 英国政府および金融規制当局は、TCFDと統合的な開示を英国経済において導入し、強制適用するための方法を決定するため、市中協議を行っているところ。同時に、英国は、グローバルな開示基準の策定にも積極的に参加していく。
 - IFRS財団内に新たなボードを創設することは、短期的には重要なサステナビリティの要素、また、長期的にはより広範なサステナビリティの影響にかかるレポーティングに関連するアイデアや課題を効果的に探究し、調整し、解決することを可能にするであろうと考えている。また、IASBと並ぶ形でサステナビリティ基準ボード（Sustainability Standards Board: SSB）を設立することは、より一層必要とされている財務と非財務のレポーティングの共通の構造内での統合を促進するものと考えている。

インプリケーション：英国がこの分野においてもイニシアチブをとろうとしていることが伺える。

（出所） BoE ‘Joint statement of support for IFRS Foundation consultation on sustainability reporting’

執筆者

小林 晋也 / Shinya Kobayashi

ディレクター

リスク管理戦略センター

リスクアドバイザー事業本部

有限責任監査法人トーマツ

小林 正幸 / Masayuki Kobayashi (記事B、K)

マネジャー

ファイナンシャルインダストリー

リスクアドバイザー事業本部

有限責任監査法人トーマツ

丹波 俊明 / Toshiaki Tamba (記事A、D、H)

マネジャー

Japanese Services Group

Deloitte LLP (ロンドンオフィス)

Deloitte. トーマツ.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”) のひとつまたは複数指します。DTTL (または“Deloitte Global”) ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するプロフェッショナルサービスの分野で世界最大級の規模を有し、150 を超える国・地域にわたるメンバーファームや関係法人のグローバルネットワーク（総称して“デロイトネットワーク”) を通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービスを提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 312,000 名の専門家については、(www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”) が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接また間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2020. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.



IS 669126 / ISO 27001